

会社・法人登記の事務取扱庁変更のお知らせ

現在、神戸地方法務局管内の支局及び出張所にて取り扱っております**会社・法人**に関する登記事務は、次のとおり順次、**神戸地方法務局法人登記部門**にて取り扱うこととなりますので、お知らせします。

なお、不動産(土地・建物等)に関する登記事務の取扱いについては変更ありません。

現在の取扱庁	取扱庁の変更年月日	対象の区域
明石支局	平成23年4月25日(月)	明石市, 三木市
柏原支局 龍野支局	平成23年6月20日(月)	丹波市, 篠山市 たつの市, 宍粟市, 相生市, 赤穂市, 太子町 佐用町, 上郡町
加古川支局 八鹿出張所	平成23年8月8日(月)	加古川市, 高砂市, 稲美町, 播磨町 養父市, 朝来市
尼崎支局 豊岡支局	平成23年9月26日(月)	尼崎市 豊岡市, 香美町, 新温泉町
姫路支局 三田出張所	平成23年11月21日(月)	姫路市, 神河町, 市川町, 福崎町 三田市
西宮支局 社支局	平成24年1月16日(月)	西宮市 西脇市, 加西市, 小野市, 加東市, 多可町
伊丹支局 洲本支局	平成24年2月27日(月)	伊丹市, 川西市, 宝塚市, 猪名川町 洲本市, 淡路市, 南あわじ市

★ 上記変更日以降の事務取扱は、次の表のとおりです。

会社・法人登記事務の内容	支局・出張所	神戸地方法務局法人登記部門
会社・法人の登記の申請手続	×	○
会社・法人の登記事項証明書の発行	○	○
会社・法人の印鑑証明書の発行	○	○
会社・法人の登記事項要約書の発行	×	○
会社・法人の紙の登記簿の閲覧, 謄抄本等	×	○
会社・法人の印鑑の届出(改印)	×	○
会社・法人の印鑑カードの発行(再発行)	○(注1)	○
会社・法人の電子署名の届出	○(注1)	○
会社・法人の登記手続のご質問・ご相談	△(注2)	○

(注1)印鑑カードの交付・廃止事務, 電子証明書の発行事務・使用廃止事務につきましては, 上記変更日にかかわらず, 支局・出張所管轄区域内に本店又は主たる事務所を有する会社その他の法人等に限って, 従前取扱庁で取り扱います。なお, 神戸地方法務局法人登記部門でも取扱いが可能です。

(注2)会社・法人の登記手続に関するご質問・ご相談は, 引き続き従前取扱庁においてもお受けいたしますが, その内容によりましては, 神戸地方法務局法人登記部門でお受けする場合がございますので, あらかじめご了承ください。

★ 取扱庁の変更により, 会社法人等番号が変わりますので, ご注意ください。
現在お持ちの印鑑カードは, そのままご利用いただけます。

【お問い合わせ先】

神戸地方法務局法人登記部門

神戸市中央区波止場町1番1号 TEL 078(392)1901・1821(代表)